

M&A買手・売手企業の方

M&A仲介・コンサルティング会社の方

【 M & A 支援サービス 】

許認可デューデリジェンス(DD)のご提案



サポート行政書士法人
SGコンサルティング(株)

1. そのM&A、ちょっと待った！

◆許認可保有会社の M&A。適切に許認可が活用できる状況ですか？

M&A成立後に、以下の問題が発覚し、当社にご相談に来られるケースが後を絶ちません。

- 必要な組織・人的構成要件がクリアできず、早々に休業することに・・・
- 保存義務がある法定帳簿類の管理が適切に行われておらず、早々に事故届を出すことに・・・
- M&A成立前から行っているサービスを継続していたら、当局から改善指示を受けてしまった・・・
- 表面に出てこない問題要素(例:行政機関との関係性・訴訟リスク等)を抱えていた・・・

「もっと早くに分かっていれば・・・」

許認可保有会社のM&Aでは、時間のかかる/煩雑な許認可取得作業を省略する為にM&Aを利用するケースが多く、「対象の許認可が適切に活用できること」が大前提。

それなのに・・・許認可を保有している事実だけに安心して、M&Aを進めてしまうと、M&Aが成立しても、許認可自体が使いものにならず、問題解消に手間・時間・コストを要し・・・苦勞して成約したM&Aなのに、早々に転売を検討する事態になりかねません。

許認可保有会社のM&Aでは、適切に許認可事業を継続できることを確保する為、

M&A成立前に、許認可の特性をふまえたデューデリジェンスをしっかりと行うことが重要です。



2. M&A成立後に問題が発覚した事例

事例① 必要な組織・人的構成要件がクリアできず、早々に休業することに・・・

必要な許認可を取得済であることに安心し、M&Aにあわせて組織・人員を刷新したところ、当局から「必要な組織・人的要件を満たしていない」と廃業又は休業を迫られることに。やむを得ず休止届を提出し廃業は免れたものの、必要な人員確保の目途が立たず、事業を開始できない。

※ M&A成立前のメンバーが継続して在籍していた事例でも、M&Aに伴う変更届をきっかけに、そもそも(従前の組織が)必要な組織・人的要件を満たしていないと指摘され、休止届に至った事例も。

事例② 保存義務がある法定帳簿類が管理されておらず、早々に事故届を出すことに・・・

M&A成立に伴い、商号・本店・サービス内容・経営陣を刷新し、心機一転(リセット)した感覚でいたが、M&A成立前の業務で、保存義務がある法定帳簿類の管理が適切に行われていないことが発覚。M&A成立後すぐに、新経営陣の名前で事故届を出し、当局から改善指導を受けることに。

事例③ 実際にやりたい業務と保有許認可の内容が一致していなかった・・・

ファンド事業を行う為、「第二種金融商品取引業」登録会社に絞ってM&Aを進めていたが、M&A成立後、第二種金融商品取引業者でも、ファンド事業ができない区分であることが発覚。結局、新規で許認可を取得するのと同じ位の手間・コスト・時間をかけて区分変更することに。



→ このような事態を避ける為にも、「許認可デューデリジェンスDD)」をご活用ください

3. 許認可デューデリジェンス(DD)とは

M&A対象企業が保有する許認可について、当社専門スタッフがデューデリジェンス(DD)を行い、現状の許認可管理状況やM&A成立後の事業継続リスク等を調査・評価し、報告します。

許認可デューデリジェンス(DD)のサポート内容

1. オフサイト・デューデリジェンス(DD)

〈必要書類等の事前提出、電話・メールでのヒアリング、インターネット検索〉等を通じて収集した情報を元に、

当社専門スタッフが、M&A対象企業における許認可の管理実態を確認し、保有許認可の観点で、M&A成立後の事業継続リスクとなる事項を洗い出し、指摘します。

2. オンサイト・デューデリジェンス(DD)

実際に、当社専門スタッフがM&A対象企業に訪問し、許認可管理上必要な書類等の現物を確認し、その管理状況・不備事項等を確認します。また、経営陣・主要メンバーと面談・ヒアリングした上で、保有許認可の観点で、M&A成立後の事業継続リスクとなる事項を洗い出し、指摘します。

3. 評価報告書の納品

デューデリジェンス(DD)の結果を総合的に評価した上で、評価報告書を納品。指摘事項がない場合は、「優良」の評価報告書を納品し、指摘事項がある場合は、改善支援(別途有償)をご提案します。

4. 対象企業のM&Aに関するコンサルティング

M&A成立後の対象許認可活用の観点で、今後の注意点や盛り込むべき契約条件等をアドバイスします。

4. 許認可デューデリジェンス(DD)の活用

◆ 許認可デューデリジェンス(DD)を活用することで…

M&A買手(譲受)企業の方

- ✓ M&A成立後の許認可事業継続リスクを、最小限に抑えることができます。
- ✓ M&A成立後の許認可事業を見据え、あらかじめ売手(譲渡)企業と調整しておくべき事項を洗い出し、M&A契約条件に盛り込む等の対策が可能です。

M&A売手(譲渡)企業の方

- ✓ 「優良」の評価報告書が発行された場合、売却価格交渉を有利に進める材料になります。
- ✓ 指摘事項が見つかった場合でも、発覚した事項に対する改善支援を通じて解消することで、M&A成立後のトラブルを未然に防ぐことができます。

M&A仲介・コンサルティング会社の方

- ✓ 見落としがちな「許認可」の観点でのリスクを事前に洗い出し、リスクをふまえて対応することで、より適正な価格での取引・M&A成立後のトラブルの未然防止が期待できます。

5. M&A支援サービス一覧

■許認可デューデリジェンス(DD)

	サービス内容	オフサイトD D	オンサイト DD	報告書	コンサル
簡易版	売手企業について、許認可の観点で、特定の項目(例:人・組織要件等)について、DD・評価を行い、今後の事業継続リスク等を報告します。また、今後のM&A計画をお伺いした上で、当該項目に関する今後の注意点等をアドバイスします	○ 一部	×	○	○ 一部
詳細版	売手企業について、許認可の観点で、全体的にDD・評価を行い、今後の事業継続リスク等を報告します。また、今後のM&A計画をお伺いした上で、許認可の観点で、今後の注意点や盛り込むべき契約条件等をアドバイスします	○ 全部	○	○	○ 全部

■その他のM&A支援サービス

M&Aコンサルティング(全体)	許認可保有会社のM&Aに向けて、M&A手法の検討、買収候補先の探索・提案、買収候補先の調査・評価、買収成立後の実務支援まで、総合的なコンサルティングを行います
M&Aに伴う手続き支援	M&Aに伴い発生する許認可上の各種手続き(当局・協会等)を代行します
事業開始までの準備支援	M&A後の事業開始を見据え、M&Aに伴う手続き以外で問題となる実務上の課題について、事前チェック・アドバイス・必要な対応を行い、M&A後の実務がスムーズに軌道に乗るようサポートします
事業開始後の実務支援	M&A成立後の実務支援(コンプライアンス支援/内部監査支援/研修実施/各種手続き代行/社内規程作成等)を、各社の状況に応じて幅広くサポートします(単発又は年間契約)

※ご依頼内容に応じて、一部、提携の司法書士や会計士等の外部機関と連携して対応します。

※M&A案件の内容によっては、完全成功報酬制でのご提案も行っていきます。

事例①: 成約直前で大きな欠陥が発覚した事例

[お客様の当社ご相談時の状況]

金融商品取引業者のM&A成立が決定し、契約締結直前。M&A成立後の手続きのことで、買手企業からご相談。

[当社へのご相談後に発覚した問題点]

- ・ 今後予定している業務が、対象企業のライセンスだけでは実施できないことが発覚。
- ・ 対象企業の許認可の観点で、今後の業務に影響する問題点(過去の臨店検査における指摘事項、訴訟リスク等)があることが発覚。

[当社のサポート内容と結果]

サポート内容 : 許認可デューデリジェンス(詳細版)

サポート期間 : 約1ヶ月

具体的な対応と結果 :

対象企業に直接訪問し、経営陣からのヒアリング、書類の確認等を実施。

対象企業が抱える問題点とM&A成立後の影響・対応方法等について調査し、報告書として納品。

結果、買手企業は、対象企業の買収を断念。

※その後、売手企業からの依頼で「事業開始までの準備支援」を実施。当社サポートのもと、許認可上の問題点を整理し、全て解消した上で、他の買手企業との間で、M&A成立。



事例②: 全部リニューアルした後で...

[お客様の当社ご相談時の状況]

金融商品取引業者のM&Aが成立。株主・経営陣・商号・本店等を全て変更し、新サービスをリリースした状況。

[当社へのご相談後に発覚した問題点]

- ・ M&A成立から1ヶ月以上が経過する中、必要な変更届の一部が未済。(既に遅延)
- ・ 移転した本店オフィスが、金融商品取引業者として必要な事務所要件をクリアしていない。
- ・ 新経営陣が、金融商品取引業者として必要な人的構成要件をクリアしていない。
- ・ M&A成立前の業務の引継ぎが行われておらず、保存義務がある法定帳簿が保管されていない。等

[当社のサポート内容と結果]

サポート内容 : M&Aに伴う手続き支援、事業開始までの準備支援、事業開始後の実務支援

サポート期間 : 約4ヶ月

具体的な対応と結果 :

新サービスを一旦ストップした上で、当社同席のもと旧経営陣と接触。過去の業務引継ぎ等を実施。

要件を満たす事務所に移転。遅延している各種変更手続きを、当局及び所属協会宛てに提出。

新経営陣とともに、当局及び協会への複数回の経緯説明(面談等)を実施。

新経営陣の人的構成要件の不足は、経験者の追加や外部法律事務所の活用で対応。

各種届出や体制整備が完了した後、当局の理解を得て、業務方法書を変更し、新サービスを開始。



7. ご依頼いただくメリット

◆ 対象許認可に精通した専門チームによる、一貫した実務支援が可能です

当社では、全国4拠点に各許認可に精通した専門スタッフを配員し、各案件、複数名体制(チーム体制)で対応しています。複数の専門スタッフが関わることで、当社の実績・ノウハウを総動員させた対応が実現しています。

M&A案件では、M&A成立前のデューデリジェンス(DD)から関与し、対象会社の特性を把握した専門チームがM&A後の実務支援にも一貫して関わることで、対象会社の業務を効率的に軌道に乗せることが可能です。

◆ 管轄(地域)をまたぐ M&Aでも安心。地域別ローカルルールにしっかり対応

M&A案件では、M&Aを機に本店を移転し、許認可上の管轄都道府県が変わる 案件も多いです。

当社では、東京(新宿・秋葉原)・名古屋・大阪と全国主要都市に拠点を構え、各拠点に地域別ローカルルールに通じた許認可専門スタッフを配員し、拠点を越えた連携も密に行っています。各地域・管轄・担当者ごとに異なる対応や手続きルール等のノウハウを活かし、M&A前後の管轄(地域)に応じた対応・実務支援を行っています。

◆ 「許認可の活用」に特化した新たな視点から、御社の M&Aを支援します

M&A案件では、仲介会社等が関与するケースが多いですが、決算や資産状況等の面が重視される一方で、「許認可」観点での企業価値やリスク評価は見落とされがちです。その結果、特に規制の厳しい許認可では、法令上の対応だけでは不十分で、M&A成立後、実際に許認可事業を行う際に苦労する結果に…。

当社では、許認可専門スタッフが、多数の過去事例・行政照会結果等をふまえ、許認可活用の観点で M&Aのコンサルティングをしています。既に仲介会社等がいる場合でも、新たな角度から御社の M&Aを支援します。

8. 本件に関するお問い合わせ

詳細なサービス内容・報酬体系等については、担当より直接ご説明させていただきます。

サポート行政書士法人 担当：増野(マスノ)

電話番号：(直通携帯) 070-5433-5580

メールアドレス：masuno@shigyoo.co.jp

[ご紹介]

当社ホームページ：<https://www.shigyoo.co.jp/company>

M&Aの際に利用できる補助金のご提案等も行っています。お気軽にお問い合わせください。